

内容

Q 1	誰でも利用できますか？	3
Q 2	何回も利用できますか？	3
Q 3	誰の名前で申し込みをすればいいですか？	3
Q 4	住宅の居住者本人が施工業者の場合は利用できますか？	3
Q 5	施工業者が代理で申込書を提出してもいいですか？	3
Q 6	町内施工業者とは？	3
Q 7	申込者本人が工事を施工しても対象になりますか？	3
Q 8	どんな住宅が対象になりますか？	3
Q 9	賃貸アパートのリフォームは対象になりますか？	4
Q10	住宅の新築は対象になりますか？	4
Q11	住宅を新たに取得してリフォームを行う場合は対象になりますか？	4
Q12	町内に複数件住宅を所有していますが、複数件のリフォームは助成事業の対象になりますか？	4
Q13	1つの住宅に親子2世帯で住んでいますが、それぞれの世帯で申し込みはできますか？	4
Q14	住宅と一体となった車庫や物置も対象になりますか？	4
Q15	どんな工事が対象になりますか？	4
Q16	一度に住宅内の複数箇所のリフォームの申し込みはできますか？	5
Q17	ガスコンロ、IHクッキングヒーターなどは対象になりますか？	5
Q18	増築工事も対象になりますか？	5
Q19	対象工事と対象外工事がある場合は、契約書や見積もり書を分ける必要がありますか？	5
Q20	設計費や工事監理費は対象になりますか？	5
Q21	工事はいつから始めればいいですか？	5
Q22	既に着工している工事は対象になりますか？	5
Q23	工事はいつまでに終了すればいいですか？	6
Q24	リフォーム費用助成事業以外の補助制度を利用して改修工事を行う場合は、申し込みはどのようになりますか。また、その他の助成制度はどのようなものがありますか？	6
	○家族に介護認定を受けている（受ける予定の）人がいる世帯	6
	○合併処理浄化槽を設置して、台所、風呂場のリフォームやトイレを水洗にする場合	6
	○昭和56年以前の住宅を耐震改修したい場合	6
Q25	助成金の金額はいくらですか？	6
Q26	申込窓口はどこですか？	6
Q27	申込書はどこでもらえますか？	7

- Q28 郵送による申し込みはできますか。 7
- Q29 工事着工後に工事内容に変更が出た場合は、どのような手続が必要ですか。 7

Q 1 誰でも利用できますか？

- A 1 町内にお住まいで（住民登録していて）、現に居住している住宅がご本人のものであること。リフォーム完了後に居住する予定の方も含まれます。また、町税の滞納がないことが条件になります。

Q 2 何回も利用できますか？

- A 2 1人あたり1回に限ります。また、1つの住宅に1回です。

Q 3 誰の名前で申し込みをすればいいですか？

- A 3 申込者は対象住宅の所有者で、現にこの住宅に住んでいる方です。
* 共有名義の場合、筆頭者を申込者としてください。

Q 4 住宅の居住者本人が施工業者の場合は利用できますか？

- A 4 できます。ただし、工事費から労務費（作業工賃）を除いてください。

Q 5 施工業者が代理で申込書を提出してもいいですか？

- A 5 かまいません。ただし、代理人の方が申請する場合は、委任状を提出してください。

Q 6 町内施工業者とは？

- A 6 町内に本社がある法人または町内で事業を営む町内に住民登録のある個人事業者です。なお、土幌町商工会では、施工業者の紹介も行っていますので、お気軽にお問い合わせください。

Q 7 申込者本人が工事を施工しても対象になりますか？

- A 7 本事業は、地元業者の受注機会の確保を目的に行っていますので、施工業者の要件は町内に本社がある法人または個人業者としており、個人が施工するリフォームは対象になりません。

Q 8 どんな住宅が対象になりますか？

- A 8 固定資産税評価基準に基づく専用住宅部分が対象になります。

Q 9 賃貸アパートのリフォームは対象になりますか？

A 9 賃貸アパートや賃貸住宅は対象になりません。

Q10 住宅の新築は対象になりますか？

A10 ありません。既存の住宅のみです。

Q11 住宅を新たに取得してリフォームを行う場合は対象になりますか？

A11 対象になります。取得した住宅が本人のものであることが証明できる書類の写しを申込書に添付してください。

*取得した住宅が固定資産課税台帳で確認できる場合は不要です。

Q12 町内に複数件住宅を所有していますが、複数件のリフォームは助成事業の対象になりますか？

A12 現に居住している住宅のみが助成の対象です。別荘などは対象になりません。また、いわゆる勉強部屋や趣味の部屋なども住宅とは認められませんので、対象になりません。

Q13 1つの住宅に親子2世帯で住んでいますが、それぞれの世帯で申し込みはできますか？

A13 同一の住宅は1件分として取り扱います。渡り廊下等でつながった住宅なども全て1件の住宅として取り扱いますので、区分所有している場合は申込者以外の所有者の同意が必要となります。

Q14 住宅と一体となった車庫や物置も対象になりますか？

A14 店舗、車庫、物置などと一体となった建物は、専用住宅部分以外は対象になりません。

Q15 どんな工事が対象になりますか？

A15 町内の施工業者により実施する住宅の補修工事、内外装等の改修工事にかかる経費が50万円以上（税込）の工事が対象となります。

*「事業のご案内（パンフレット）」に主な工事の一覧を掲載していますので、参考にしてください。また、一覧にないものは土幌町商工会または役場産業振興課へお尋ねください。

Q16 一度に住宅内の複数箇所のリフォームの申し込みはできますか？

A16 できます。申込時にリフォームを行うすべての箇所の見積書と写真を提出してください。

Q17 ガスコンロ、IHクッキングヒーターなどは対象になりますか？

A17 ガスコンロ、IHクッキングヒーター、照明器具、エアコン、ボイラー、ストーブ等の設置・取替で工事を伴うものは、対象となります。

*電気機器単品での更新で、工事を伴わない移動可能な機器は対象外です。

【例】テレビ、冷蔵庫、洗濯機など

Q18 増築工事も対象になりますか？

A18 助成の対象になります。申込時および助成金の交付申請時に増築前後の面積が分かる図面の写しを提出してください。

Q19 対象工事と対象外工事がある場合は、契約書や見積もり書を分ける必要がありますか？

A19 二つに分ける必要はありませんが、対象部分と対象外部分分かる明細書を提出してください。

*対象部分の工事費が50万円以上であることが必要です。

Q20 設計費や工事監理費は対象になりますか？

A20 対象になりません。対象工事費から除いて申し込みをしてください。

Q21 工事はいつから始めればいいですか？

A21 決定通知を受けてから始めてください。申込書の受付をしてから決定するまでに概ね7日間程度を要しますので、余裕をもってお申し込みください。

Q22 既に着工している工事は対象になりますか？

A22 決定通知を受けてから着工してください。決定前に着手した工事は、助成金の対象になりません。

Q23 工事はいつまでに終了すればいいですか？

A23 申し込みをした年度の3月31日までに完了してください。その後、20日以内に助成金交付申請書を提出してください。

申請書は全てのリフォームが完成し、施工業者に工事代金の支払いが済んでいないと受付できません。

*工事の完成だけでは、申請できません。

Q24 リフォーム費用助成事業以外の補助制度を利用して改修工事を行う場合は、申し込みはどのようになりますか。また、その他の助成制度はどのようなものがありますか？

A24 他の助成制度を利用してリフォームを行う場合は、他の助成制度の対象となる工事費を除いて申し込みをしてください。なお、士幌町で現在行っている他の助成制度等は、次のとおりです。

○家族に介護認定を受けている（受ける予定の）人がいる世帯

高齢者等住宅改修支援事業の利用が受けられる場合がありますので、本事業の申込み前に保健福祉課（電話 01564-5-2108）へご相談ください。

○合併処理浄化槽を設置して、台所、風呂場のリフォームやトイレを水洗にする場合

合併処理浄化槽は、合併処理浄化槽設置事業助成金の対象になります。建設課（電話 01564-5-5216）に別途申請してください。なお、流し台、風呂、便器の取替工事に要する経費が50万円以上（税込）であれば本事業の対象になります。

○昭和56年以前の住宅を耐震改修したい場合

木造住宅耐震改修費補助金の対象になります。申し込みをする前に建設課建築住宅係（電話 01564-5-5216）へご相談ください。

Q25 助成金の金額はいくらですか？

A25 助成金額は、対象工事費（税込）の10%相当の千円未満を切り捨てた額（上限額20万円）で、士幌町商工会発行の商品券で交付されます。

Q26 申込窓口はどこですか？

A26 士幌町商工会（電話 01564-5-2614）です。

Q27 申込書はどこでもらえますか？

A27 士幌町商工会もしくは士幌町産業振興課の窓口または双方のホームページからもダウンロードできます。

士幌町商工会ホームページURL <https://www.shihoro.net/>

士幌町ホームページURL <https://www.shihoro.jp/>

Q28 郵送による申し込みはできますか。

A28 郵送やFAXでの受け付けはできません。必ず窓口へ申込書一式をご提出ください。

Q29 工事着工後に工事内容に変更が出た場合は、どのような手続が必要ですか。

A29 工事の内容に変更が生じた場合は、工事完了後、助成金の交付申請の際に変更後の見積書の写しを提出してください。完了後の工事費に対して助成額を決定します。ただし、対象工事費が50万円未満になった場合は、利用決定が取り消しとなります。

お問い合わせ	士幌町商工会 電話5-2614
	士幌町産業振興課（商工観光労働係）電話5-5213